２東子地発第４号

令和２年４月１０日

保護者各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東村山市長　渡　部　　尚

（公　印　省　略）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受けた

保育園等における対応について（要請）

日頃より当市の保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

４月７日に国より緊急事態宣言が発令されたことを受け、昨日４月９日に東京都より保育所及び学童クラブ等の対応に関する考え方が示されました。

都の考え方を踏まえ、市内保育園等においては、３つの「密」（① 換気の悪い密閉空間　② 多数が集まる密集場所　③ 間近で会話や発声をする密接場面）を避ける行動を徹底するなどの感染防止対策を図り、市内における感染者の発生の有無なども踏まえながら、４月１１日以降についても、保育園等の運営を可能な限り継続してまいります。

運営の継続に当たっては、国の緊急事態宣言や今般の東京都からの対応要請の趣旨を重く受け止め、市として必要な方へは引き続き園児の預かりを確実に提供しながら、仕事を休んで家にいることが可能な場合においては、当面の間（※現状では５月６日まで）登園をお控えいただくよう、改めて要請します。

なお、東京都知事からは経済団体等に対し、子育て中の従業員の休暇の取得等について重点的な配慮を行うよう、別途要請が行われていることも併せてお伝えします。

保護者の皆様におかれては、これら要請の趣旨をご理解いただき、感染拡大防止に向け、積極的なご協力をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

また、本感染症の発生に伴い、登園をお控えいただいた間の保育料及び副食費については、日割り計算による利用日数に応じた取り扱いとさせていただきます。詳細につきましては、改めて文書等でご案内いたします。

以上